

介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護老人保健施設の施設及び設備の基準)

第2条 条例第4条第1項に規定する施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 談話室 入所者が他の入所者又はその家族との談話を楽しむことができる広さを有すること。

(2) 食堂 2平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

(3) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム 次に掲げる基準に適合すること。

ア レクリエーションを行うために十分な広さを有すること。

イ レクリエーションを行うために必要な設備を設けること。

(5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。

(6) 便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 療養室のある階ごとに設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

エ 常夜灯を設けること。

第3条 条例第5条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられている施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第31条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第31条に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第5条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4条 前2条に定めるもののほか、介護老人保健施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 階段に手すりを設けること。

- (2) 廊下が次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 幅を1.8メートル（中廊下の幅にあっては、2.7メートル）以上とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (3) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 条例第6条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げる方法
 - ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第6条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法
- (2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

（入所者に負担させることが適当と認められる費用）

第6条 条例第13条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 居住に要する費用（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理容又は美容に係る費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第13条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

（計画担当介護支援専門員が意見を求める場合）

第7条 条例第16条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（入浴又は清拭^{しき}）

第8条 条例第20条第2項の規定による入浴又は清拭^{しき}は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

（計画担当介護支援専門員の職務）

第9条 条例第27条の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（条例第11条第3項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画（条例第11条第6項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を確保すること。

(4) 条例第37条第2項の苦情の内容等を記録すること。

(5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）第36条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（施設の運営についての重要事項）

第10条 条例第28条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護老人保健施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、介護老人保健施設の運営に関する重要事項

（感染症の予防等のための措置）

第11条 条例第32条第2項第1号の感染症の予防等のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催しなければならない。

（記録の整備）

第12条 条例第41条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第11条第4項に規定する検討の内容等の記録
- (3) 条例第12条第2項の提供した具体的なサービスの内容及び内容等の記録
- (4) 条例第15条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (5) 条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第37条第2項の苦情の内容等の記録
- (7) 省令第36条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備の基準）

第13条 条例第44条第1項第2号の浴室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (2) 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別な浴槽を設けること。

2 条例第44条第5項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第53条において準用する条例第31条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第53条において準用する条例第31条に規定する訓練を、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

3 条例第44条第6項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 階段に手すりを設けること。
- (2) 廊下が次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 幅を1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な通行に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下の幅にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (3) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
(入居者に負担させることが適当と認められる費用)

第14条 条例第45条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わりユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理容又は美容に係る費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第45条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(ユニット型介護老人保健施設の運営についての重要事項)

第15条 条例第50条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニット（条例第42条に規定するユニットをいう。以下同じ。）の数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用についての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ユニット型介護老人保健施設の運営に関する重要事項

(準用)

第16条 第5条、第7条、第9条、第11条及び第12条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第9条第4号及び第12条第6号中「第37条第2項」とあるのは「第53条において準用する条例第37条第2項」と、第9条第5号及び第12条第7号中「第36条第3項」とあるのは「第50条において準用する省令第36条第3項」と、同条第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する条例第11条第4項」と、同条第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する条例第12条第2項」と、同条第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同条第5号中「第24条」

とあるのは「第53条において準用する条例第24条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 介護老人保健施設であってその開設者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）であって、平成4年9月30日以前に施行法第24条の規定による改正前の老人福祉法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設（以下「老人保健施設」という。）として開設されたものに係る第2条第2号の規定の適用については、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第1号）附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日以前から老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第4条第2号アの規定は、適用しない。

4 平成14年4月1日において医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日に存していたもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）に存していた療養病床（同条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）若しくは一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）又は医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設された介護老人保健施設であって第4条第2号アの規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）に係る同号の適用については、同号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

5 平成30年3月31日までの間に一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該一般病床、精神病床又は療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第2条第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

6 平成30年3月31日までの間に一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、第4条第2号ア及び第13条第4項第2号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。

7 平成18年4月1日において存していた療養病床若しくは一般病床を同日後に転換した省令第2条第6項に規定するサテライト小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（同条第7項に規定する医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。）の廊下の幅は、第4条第2号アの規定にかかわらず、当分の間、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。

8 条例附則第15項の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次のとおりとする。

(1) 一部ユニット型介護老人保健施設（条例附則第7項に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) ユニット部分（条例附則第8項に規定するユニット部分をいう。以下同じ。）の入居定員及びユニット部分以外の部分の入所定員

(4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員

- (5) ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (7) 施設の利用についての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、一部ユニット型介護老人保健施設の運営に関する重要事項

9 第5条、第7条、第9条、第11条及び第12条の規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第9条第4号及び第12条第6号中「第37条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第37条第2項」と、第9条第5号及び第12条第7号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）第36条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）第62条において準用する省令第36条第3項」と、同条第2号中「第11条第4項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第11条第4項」と、同条第3号中「第12条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第12条第2項」と、同条第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同条第5号中「第24条」とあるのは「附則第18項において準用する条例第24条」と読み替えるものとする。